

鶴居村における女性職員の活躍の推進に関する
特定事業主行動計画

令和5年10月

鶴 居 村 長

鶴居村議会議長

鶴居村農業委員会

鶴居村教育委員会

鶴居村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

鶴居村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 19 条に基づき、鶴居村長、鶴居村議会議長、鶴居村農業委員会、鶴居村教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和 5 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 31 日までの 5 年間とする。

2. 女性職員活躍の推進に向けた体制整備等

本村では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、村長部局が主体となって、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行う。

3. 女性職員の活躍に向けた数値目標

法第 19 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号）第 2 条に基づき、総務課において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

- ① 定期的に休暇の取得促進を喚起し、年次有給休暇を 10 日以上取得するよう促す。
- ② 配偶者出産休暇と年次有給休暇を合わせて 5 日以上連続休暇を取得しやすい環境の促進を図る。
- ③ 制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇の取得割合を 100 %にする。

4. 女性職員の活躍に向けた取組内容

前項に掲げた目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ① 母性保護及び母性管理の観点から設けられている特別休暇・育児休業制度等について周知し、休暇の取得を促す。
- ② 職員への業務負担を軽減するため、業務内容の見直しや時間外勤務の制限を行うなど組織全体において配慮するよう周知を図る。

(2) 男性職員の子育て目的の休暇取得推進

男性の育児参加を促進するため、配偶者出産休暇と年次有給休暇を組み合わせることで連続休暇の取得を促すなど休暇制度の積極的な活用を促進する。

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

- ① 職員が育児休業を取得しやすいよう休業制度について周知するとともに、特に男性職員に対し周知徹底を図る。
- ② 妊娠を申し出た職員に対し、個別に休業制度や各種手続について説明を行う。

(4) 育児休業からの円滑な復帰の支援

- ① 復職時の不安解消のため育児休業中の職員に対し、職場や業務の状況について定期的に情報を共有するなど休業からの円滑な復帰の支援をする。
- ② 復職後は、職業生活と家庭生活の両立に資することができるよう業務分担などについてよく検討をし、職場全体で支援をする。

(5) 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減に向け、効率的な業務遂行に努めるよう意識啓発を図るとともに、「ノー残業デー」等の実施により定時退庁を促進する。

(6) 休暇の取得の促進

年次有給休暇の取得日数が10日以上となるよう積極的な取得を推進し、特に週休日と組み合わせるなど連続休暇の取得促進を図る。